

カルト宗教規制の日仏比較

中島 宏(人文社会科学部・憲法学)

1. 研究の背景と目的

◆ 社会的背景

2022年7月安部元首相銃撃事件後、旧統一教会の問題が拡大し、「カルト宗教規制先進国」としてのフランスに社会的注目が集まった。

◆ フランスにおけるセクト規制

フランスではカルト宗教のことを「セクト」(secte)という。元々は既成宗教からの「分派」を意味する。フランスでは、1995年議会報告書がセクトのブラックリストを公表し、官民一体の「反セクト運動」が推進された。また、2001年に「セクト規制法」が制定され、団体解散刑などを新設した。

◆ 研究目的: フランスのセクト規制の内実と、日仏両国における規制の特徴を明らかにする。

● 新約聖書・使徒言行録24章14節

パウロ「ただ、わたしはこの事は認めます。わたしは、彼らが異端(英:sect)だとしている道にしたがって、わたしたちの先祖の神に仕え、律法の教えるところ、また預言者の書に書いてあることを、ことごとく信じ…」

→初期キリスト教も、当時の既成宗教であるユダヤ教(=「彼ら」)から「セクト」と呼ばれていた。「教会は成功したセクトである」(エルネスト・ルナン)と言われる所以である。



3. フランスのセクト規制法

◆ 90年代:ブラックリスト方式の失敗

1995年議会調査報告書は173のセクトのリストを公表し、官民一体の「反セクト運動」が推進された。また、1996年租税法の解釈変更により「エホバの証人」に巨額の追徴課税が実施された。さらに、司法相通達は全国の検察官にリストを送付し、現行法の厳格な適用を求めた。

しかし、法律ではない報告書に基づく規制には批判も多く、既に1999年内相通達は「報告書は情報提供に過ぎず、法的価値は無い」と指摘していた。ここに、ブラックリスト方式の限界が露呈した。

◆ 2001年セクト規制法制定: 一般的な行為規制への転換

法的根拠を確保するため、2001年セクト規制法が制定された。「反セクト法」と言われることがあるが、セクトを狙い撃ちにした特別法ではない。

内容:主に、①心理的・身体的服従状態を作出・利用する団体に対する解散刑と、②人の脆弱性(年齢・病気など)を悪用する行為を罰する脆弱状態不法利用罪が定められている。セクトどころか、宗教団体のみならず、あらゆる団体に適用され得る刑事上の一般的規制である。

運用・実態:①団体解散の適用例は無く、②脆弱状態不法利用罪も年3件ほどの適用に留まる(理由:精神状態や意図の立証の難しさ)。

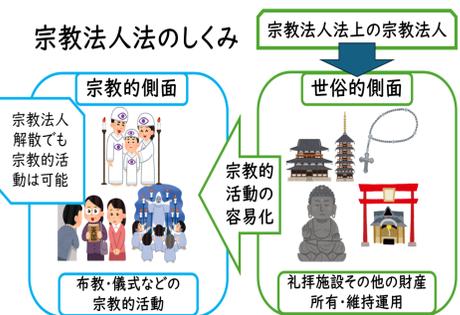
小括:一般的な規制だが、実際は運用が難しいことがうかがわれる。
→法案提案者は「セクト規制法はシンボリックなもの」と証言(2015年)

5. 日本における宗教規制

◆ 宗教法人解散制度

宗教法人法は、財産管理という世俗的側面を支援する法律。法人解散でも、宗教的活動は可能である(解散制度それ自体は合憲)。

問題は「組織性・悪質性・継続性」を立証できるか否か。



◆ 2022年消費者契約法改正

改正法:寄付勧誘の際に、「自由意思の抑圧・生活維持困難」をしないよう配慮義務を定める。2024年7月最高裁は「寄付金の返還を求めず」との念書を無効と判断した。

→日本: 民事上のアプローチ



2. 問題の所在: 政教分離原則と宗教規制

◆ 現代法治国家における基本原則

信教の自由:個人・団体に信仰・宗教的活動の自由を保障する
政教分離原則:①国家は宗教を公認しない&②宗教に公金支出しない

→宗教公認禁止……国家は宗教・非宗教を定義できないのでは?

◆ 問題:法治国家におけるカルト宗教規制のあり方

選択肢①:特別法による規制=「カルト宗教」の定義が必要
選択肢②:あくまで行為・活動を対象とする一般法による規制

→フランスのセクト規制は、どちらのタイプなのか?
フランスのセクト規制法の運用・実態はどのようなものなのか?

世界の政教関係	原則	具体的内容	代表国
絶対的分離	国家は宗教に不介入	宗教の存在を無視	旧共産主義国
厳格な相対的分離	原則:不介入 例外:公平な関与	公認・国教禁止 公金支出禁止	日米仏
緩やかな相対的分離	公認宗教・国教制	公認・国教あり 宗教的寛容	独英伊
政教一致	国教制	教義と政治の一致	イスラム諸国 戦前一時期の日本

4. セクト対策の停滞と再スタート

◆ ミヴィリュード(=関係省セクト対策本部)の設置

2002年、セクト規制の旗振り役として、「ミヴィリュード」が首相府に設置された。30人規模のセクト監視機関であった。ところが以下の事情(①~③)から、セクト規制は停滞していくことになる。

◆ セクト対策の「停滞」

①2011年ヨーロッパ人権裁判所は、1996年の「エホバの証人」に対する追徴課税を「予測可能性の無い解釈変更に基づくもの」として条約違反と判断した。フランスのセクト規制にとって、大きな打撃となった。

②2017年フランス会計院は、監査報告においてミヴィリュードを「責任不明瞭・活動停滞・士気が低い」と厳しく批判し、内務省移設を勧告した。

③2020年フランス政府はミヴィリュードを4分の1に縮小し、内務省に移設した。また、2年以上も責任者が任命されない状態が続いた。

◆ アフターコロナにおける復活・再スタート

一方、コロナ禍の下で反ワクチンなどの小規模セクトが増加したとされ、セクト対策が再強化された。2024年5月セクト対策新法が制定され、「治療断念・中止教唆罪」が新設された。今後の運用が注目される。

小括:フランスのセクト規制は一貫して厳しかったわけではない。
行き過ぎから、むしろ停滞の時期さえあったことに注意すべき。

6. 結論と課題&大学とカルト問題

◆ 結論と課題

①フランスは、人の服従・脆弱状態を悪用する行為を犯罪化した。一方で、運用上の問題があり、対策も一貫して厳格だったわけではない。フランスを参照する際、過去の行き過ぎたあり方や紆余曲折にも留意した方が良い。

②カルト宗教規制は、解散などのハードな方法に注目が集まりがちだが、広報活動・注意喚起のようなソフトな方法にも注目すべきではないか。

③一方で、「宗教2世」をどう支援するかという大きな課題が残る。

◆ 大学におけるカルト宗教対策

①前提:大学にも多様な信仰を持つ学生が入学してきている。
②注意喚起の際、信仰の否定やレッテル貼りにならないよう注意すべき。
③学生生活・社会から断絶・孤立化させないシステムや、信仰世界以外の多様な視点・価値観を提供する教育の重要性を再確認すべき。